

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

上場申請会社
技研ホールディングス株式会社

提出会社
技研興業株式会社

目 次

	頁
表 紙	
第一部 【組織再編成に関する情報】	1
第1 【組織再編成の概要】	1
1 【組織再編成の目的等】	1
2 【組織再編成の当事会社の概要】	4
3 【組織再編成に係る契約】	4
4 【組織再編成に係る割当ての内容およびその算定根拠】	11
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	11
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	11
7 【組織再編成に関する手続】	12
第2 【統合財務諸表】	13
第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	14
第二部 【企業情報】	15
第1 【企業の概況】	15
1 【主要な経営指標等の推移】	15
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	15
5 【従業員の状況】	16
第2 【事業の状況】	17
1 【業績等の概要】	17
2 【生産、受注及び販売の状況】	17
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	17
4 【事業等のリスク】	17
5 【経営上の重要な契約等】	18
6 【研究開発活動】	18
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	18
第3 【設備の状況】	19
1 【設備投資等の概要】	19
2 【主要な設備の状況】	19
3 【設備の新設、除却等の計画】	19
第4 【上場申請会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
2 【自己株式の取得等の状況】	23
3 【配当政策】	23
4 【株価の推移】	23
5 【役員の状況】	24
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	25
第5 【経理の状況】	27
第6 【上場申請会社の株式事務の概要】	28
第7 【上場申請会社の参考情報】	29
1 【上場申請会社の親会社等の情報】	29
2 【その他の参考情報】	29
第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】	30

	頁
第四部 【上場申請会社の特別情報】	30
第1 【最近の財務諸表】	30
1 【貸借対照表】	30
2 【損益計算書】	30
3 【株主資本等変動計算書】	30
4 【キャッシュ・フロー計算書】	30
第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	30

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

上場申請会社である技研ホールディングス株式会社（以下「当社」または「上場申請会社」といいます。）は、株式移転により平成30年1月9日に設立登記をする予定であります。

（注）本報告書提出日である平成29年12月8日においては、当社は設立されておきませんが、本報告書は、設立日の平成30年1月9日現在の状況について説明する事前提出書類であるため、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎殿
【提出日】	平成29年12月8日
【会社名】	技研ホールディングス株式会社
【英訳名】	Giken Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 ベジ
【本店の所在の場所】	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号
【電話番号】	下記の技研興業株式会社の連絡先をご参照下さい。
【事務連絡者氏名】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】	技研興業株式会社
【英訳名】	Giken Kogyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 一郎
【本店の所在の場所】	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号
【電話番号】	東京 3398 局 8500 番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 会田 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号
【電話番号】	東京 3398 局 8500 番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 会田 直樹

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 当該株式移転の理由及び目的

技研興業株式会社（以下、「技研興業」といいます。）及び同社の連結子会社である日動技研株式会社（以下、技研興業と併せて、これらを「同社グループ」といいます。）が属する建設関連業界では、震災関連等、一時的な需要増はあるものの、中長期的には需要の減少と競争の激化、とりわけ、工事資材の高騰や建設従事者の減少による労務単価の上昇等が避けられない見通しであり、同社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続くと予想されます。こうした環境下においても財務基盤をより強固にするため、同社グループは社員有志による活性化委員会を中心としたコスト削減、計画的受注施策、原価管理の徹底などの施策を推進してまいりましたが、公共事業の将来的な縮減、熾烈な価格競争などの厳しい経営環境を見据えると、同社グループが中長期的に持続的な成長を成し遂げるためには、現状の施策の徹底を図るとともに、グループ全体を俯瞰した経営資源の適切な配分や環境の変化に対応して機動的に意思決定ができる組織の構築が必要であると判断し、以下の点を目的として純粋持株会社制へ移行することといたしました。

（1）企業価値の最大化

純粋持株会社が経営機能に集中することで、経営課題に機動的に対応し、グループ全体を俯瞰した経営資源の適切な配分を行い、事業会社は、自らの権限と責任が明確化されることで、事業を取り巻く環境に応じた機動的な事業運営を行うことにより、グループ全体における企業価値の最大化を目指します。

（2）機動的なM&Aによる事業の基盤強化及び業容拡大

純粋持株会社は、経営戦略立案機能に特化し、経営環境の変化に迅速に対応した業務提携、M&Aを主導することによって、グループ事業の基盤強化や業容拡大も目指します。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団との関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

① 上場申請会社の概要

(1) 商号	技研ホールディングス株式会社 (英文名：Giken Holdings Co., Ltd.)	
(2) 本店所在地	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号	
(3) 代表者及び 役員就任予定者	代表取締役社長 佐々木 ベジ	現 技研興業 取締役会長
	取締役(社外) 松長 茂治	現 技研興業 取締役(社外)
	取締役(社外) 多胡 英文	現 技研興業 取締役(社外)
	監査等委員である取締役 神保 智男	現 技研興業 取締役 (監査等委員)
	監査等委員である取締役(社外) 野中 信敬	現 技研興業 取締役 (監査等委員) (社外)
	監査等委員である取締役(社外) 名護 弘貴	現 技研興業 取締役 (監査等委員) (社外)
(4) 主な事業内容	土木関連事業、建築関連事業、型枠貸与関連事業を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務	
(5) 資本金の額	1,120,000,000 円	
(6) 決算期	3月31日	
(7) 純資産の額(連結)	未定	
(8) 総資産の額(連結)	未定	

② 上場申請会社の企業集団の概要

当社と技研興業の状況は、以下のとおりとなる予定です。

技研興業は、平成30年1月9日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立すること(以下、「本株式移転」といいます。)を予定しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業	議決権の 所有割合	関係内容					
					役員の兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携等	
(連結子会社) 技研興業 株式会社	東京都 杉並区	1,120	土木関連事業、建築関連事業、型枠貸与関連事業	100.0%	当社 役員	当社 従業員	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、技研興業は当社の完全子会社になります。当社の完全子会社となる技研興業の平成 29 年 3 月 31 日時点の関係会社の状況は、以下のとおりです。

<関係会社の状況>

名称	住所	資本金又は出 資金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有（被所有）割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) 日動技研株式会社	東京都 中野区	85,000	型枠貸与関連 事業	100.0	—	建設資材のレン タル及び販売 資金援助有り
(その他の関係会社) フリージア・マクロス 株式会社	東京都 千代田区	2,077,766	土木試験機等の 製造・販売	—	26.9	役員の兼任等有り
(その他の関係会社) 夢みつけ隊株式会社	東京都 千代田区	534,204	カタログ通信 販売	—	22.6	役員の兼任等有り

(注) 1. 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. フリージア・マクロス株式会社及び夢みつけ隊株式会社は有価証券報告書を提出しております。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団との関係

① 資本関係

本株式移転により、技研興業は当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

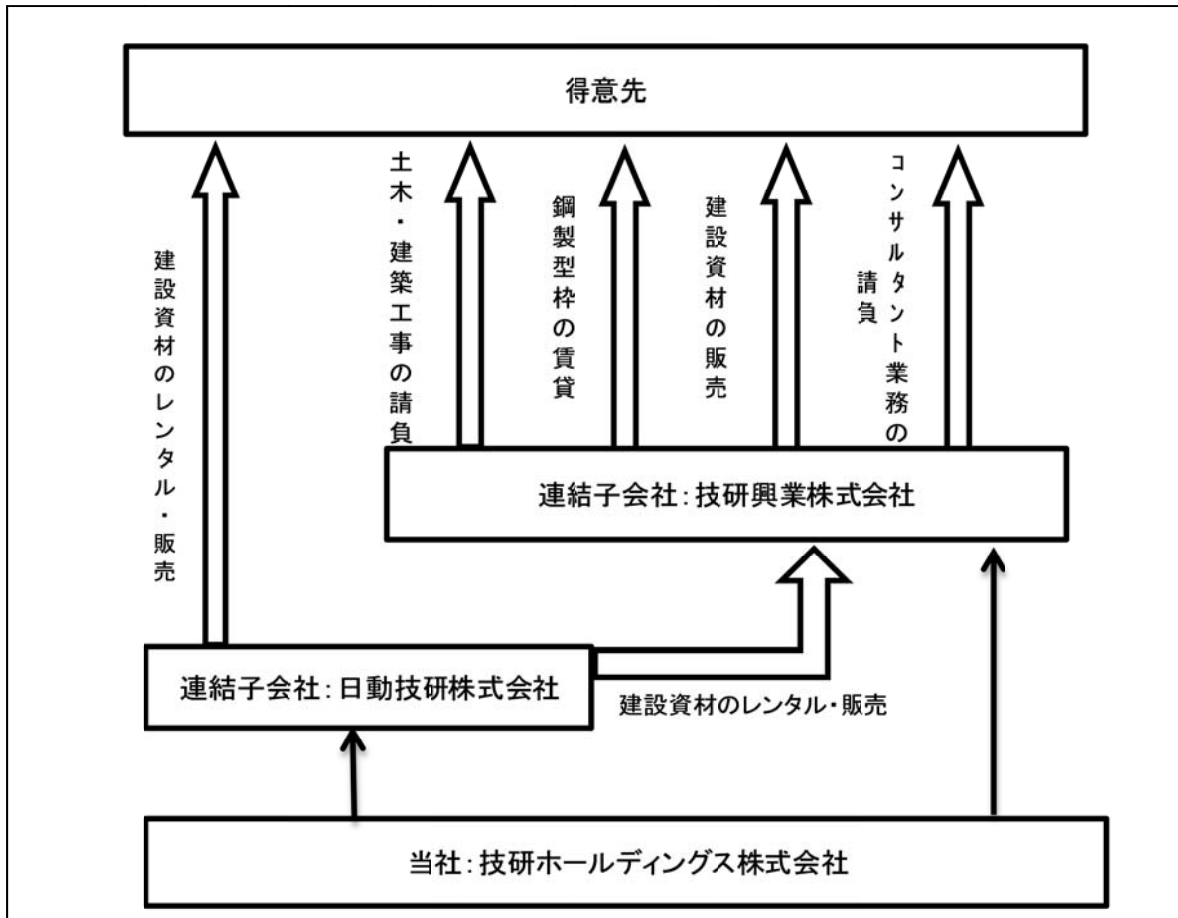
② 役員の兼任関係

当社の取締役は、同社グループの取締役を兼任する予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③ 取引関係

当社の完全子会社である技研興業と関係会社との取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

なお、事業系統図は次のとおりです。



(注) 当社設立後、技研興業保有の日動技研株式会社の全株式を純粋持株会社である当社に現物配当をすることにより、日動技研㈱を当社の子会社として再編することを予定しており、その後の事業系統図となります。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

技研興業は、臨時株主総会による承認を前提として、平成30年1月9日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、技研興業を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(その後の変更を含み、以下「本株式移転計画」といいます。)を平成29年9月7日開催の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における技研興業の株主に対し、その保有する技研興業の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成29年11月6日開催の技研興業の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2. 株式移転計画の内容

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりです。

株式移転計画書（写）

技研興業株式会社（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により甲を株式移転完全子会社とする株式移転完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲は、単独株式移転の方法により乙の成立の日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

（1）目的

乙の目的は、別紙の「技研ホールディングス株式会社定款」第2条記載のとおりとする。

（2）商号

乙の商号は、「技研ホールディングス株式会社」とし、英文では「Giken Holdings Co.,Ltd.」と表示する。

（3）本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都杉並区とする。

（4）発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は5千万株とする

2 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「技研ホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

第3条（役員）

1 乙の設立時取締役（監査等委員である者を除く）となる者は次のとおりとする。

取締役 佐々木 ベジ

社外取締役 松長 茂治

社外取締役 多胡 英文

2 乙の監査等委員である設立時取締役となる者は次のとおりとする。

取締役 神保 智男

社外取締役 野中 信敬

社外取締役 名護 弘貴

3 乙の設立時会計監査人となる者は次のとおりとする。

清流監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当）

1 乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行する普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

2 乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割り当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の株式1株につき、乙の株式1株の割合をもって割当交付する。

3 前項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理する。

第5条（自己株式の取り扱い）

甲は、本株式移転の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、甲が所有している自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む）を、基準時の直前時をもって消却する。

第6条（設立会社の設立時の資本金及び準備金）

乙の設立時における資本金、準備金は次のとおりとする。

（1）資本金	金 1,120,000,000 円
（2）資本準備金	金 1,473,840,000 円
（3）利益準備金	金 0 円
（4）資本剰余金の額	会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記（1）及び（2）の額の合計額を減じて得た額

第7条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成30年1月9日とする。ただし、株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第8条（本計画承認株主総会）

- 1 甲は、平成29年11月6日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2 前項に定める株主総会の日は、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

- 1 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第二部への上場を予定する。
- 2 乙の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第10条（株式移転条件の変更及び株式移転計画の中止）

本計画の作成後乙の成立の日までに、天災地変その他の事由により、甲の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、若しくは株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲の取締役会の決議により、株式移転条件を変更または株式移転を中止することができる。

第11条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- （1）甲の株主総会において、本計画の承認が得られない場合
- （2）本株式移転についての法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合

平成29年9月7日

甲 東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号
技研興業株式会社
代表取締役社長 関 一郎 ㊟

別紙「定款」

技研ホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、技研ホールディングス株式会社（英文で表示をする場合は、Giken Holdings Co., Ltd.）と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理およびこれに付帯する業務を行うことを目的とする。

- (1) 消波・根固用六脚ブロック等および土留、環境保全型、擁壁用コンクリート二次製品ブロックの販売ならびに設計、施工
 - (2) 前号製品の製造用型枠等の賃貸
 - (3) 土木・建築の設計および施工、土地の測量ならびに地質調査
 - (4) 放射線利用施設、電磁波利用施設、音響施設等に関する測定および設計、施工
 - (5) 前号の放射線防護、電磁波遮蔽、吸音・遮音等商品の販売
 - (6) 電力制御機器装置の設計、開発、製造、販売、賃貸、リースおよび保守
 - (7) 高度管理医療機器等の販売、賃貸
 - (8) 電気工事、据付工事の設計、施工
 - (9) 環境緑化、造園および公害対策工事等の設計、施工
 - (10) 前各号に関連するコンサルタント業務
 - (11) 防錆剤、剥離剤等の塗料化学製品の販売
 - (12) 不動産の売買、賃貸借ならびに仲介および管理に関する業務
 - (13) 土木、建築に関する資材の販売
 - (14) 損害保険の代理店業務
 - (15) 太陽光等による発電および売電事業
 - (16) 前各号に付帯する一切の業務
2. 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都杉並区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行なうことが出来ない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買い増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(決議事項)

第12条 募集株式の発行及び新株予約権の発行等に関する事項は、株主総会の決議を要する。

(株式取扱規則)

第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手續等は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、12名以内とする。

2. 監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4. 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役会長、取締役社長・各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役・各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償の限度額は法令が定める金額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第29条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第30条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれを記名捺印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3カ年を経過しても、なお受領されていないときは、当会社からその支払の義務を免れるものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、当会社設立の日から平成30年3月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 当会社の最初の取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給する者の総額(以下、「当初金銭報酬」という。)は、第26条の定めにかかわらず、1,500万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)とする。

2. 当会社の最初の監査等委員である取締役に対する当初金銭報酬は、第26条の定めにかかわらず、300万円以内とする。

(附則の排除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

	技研ホールディングス株式会社 (完全親会社)	技研興業株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、技研興業の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：16,239,477株

上記新株式数は、技研興業の発行済株式総数16,640,000株(平成29年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、技研興業の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。技研興業は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、技研興業が平成29年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式400,523株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、技研興業単独による株式移転によって持株会社(完全親会社)である当社を設立するものであり、株式移転直前の技研興業の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する技研興業の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

技研興業の普通株式の単元株式数は、1,000株とされておりますが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 株式買取請求権の行使について

技研興業の株主が、その有する技研興業の普通株式につき、技研興業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年11月6日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を技研興業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、技研興業が上記臨時株主総会の決議の日(平成29年11月6日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

技研興業の株主による議決権の行使の方法としては、平成29年11月6日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、技研興業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、技研興業に提出する必要があります。)。また、臨時株主総会に出席しない場合、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成29年11月5日午後5時までに技研興業に送付することにより議決権を行使することができます。

なお、議決権行使書に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、平成29年11月6日までに、技研興業に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、技研興業は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における技研興業の株主に割り当てられます。株主は、自己の技研興業の株式が記録されている振替口座簿に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の株主予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

7 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、技研興業は、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③技研興業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、技研興業の本店において平成 29 年 10 月 11 日よりそれぞれ備え置いております。

①は、平成 29 年 9 月 7 日開催の技研興業の取締役会において承認された本株式移転計画です。

②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに本株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

③は、技研興業の最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、技研興業の営業時間内に技研興業の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①ないし③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

株式移転計画等承認取締役会	平成 29 年 9 月 7 日
臨時株主総会基準日公告	平成 29 年 9 月 13 日
臨時株主総会基準日	平成 29 年 9 月 30 日
株式移転計画等承認臨時株主総会	平成 29 年 11 月 6 日
上場廃止日	平成 29 年 12 月 29 日（予定）
当社設立登記日 （本株式移転効力発生日）	平成 30 年 1 月 9 日（予定）
当社株式上場日	平成 30 年 1 月 9 日（予定）

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他事由により日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

技研興業の株主が、その所有する技研興業の普通株式につき、技研興業に対して会社法第 806 条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成 29 年 11 月 6 日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を技研興業に通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、技研興業が、上記臨時株主総会の決議の日（平成 29 年 11 月 6 日）から 2 週間以内の会社法第 806 条第 3 項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の公告を行った日から 20 日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる技研興業の最近連結会計年度の主要な連結経営指標等は、以下のとおりです。これら技研興業の連結経営指標は、当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	13,389,864	15,666,440	13,647,553	11,865,171	12,154,301
経常利益 (千円)	486,654	1,321,041	423,910	272,151	589,522
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	371,747	793,233	246,053	51,504	374,493
包括利益 (千円)	441,795	790,573	265,188	△67,716	415,973
純資産額 (千円)	5,700,417	6,436,726	6,618,859	6,501,186	6,900,387
総資産額 (千円)	10,877,626	12,018,758	12,184,470	11,201,335	11,768,484
1株当たり純資産額 (円)	348.17	395.82	407.18	400.10	424.76
1株当たり当期純利益金額 (円)	22.70	48.60	15.13	3.17	23.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	52.4	53.6	54.3	58.0	58.6
自己資本利益率 (%)	6.8	13.1	3.8	0.8	5.6
株価収益率 (倍)	8.8	6.4	14.5	46.4	7.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	566,727	945,459	722,516	585,356	1,430,809
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△272,306	△706,702	△343,152	△368,822	△339,760
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△49,757	36,446	△236,338	△201,316	△830,423
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	754,640	1,030,166	1,172,162	1,179,261	1,436,013
従業員数 (名)	214	219	211	206	189

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2【沿革】

平成29年9月7日	技研興業の取締役会において、技研興業の単独株式移転により純粋持株会社(完全親会社)「技研ホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
平成29年11月6日	技研興業の臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、技研興業がその完全子会社となることについての決議
平成30年1月9日(予定)	技研興業が株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社普通株式を東京証券取引所市場第二部に上場(予定)

なお、技研興業の沿革につきましては、技研興業の有価証券報告書(平成29年6月29日提出)をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は持株会社として、子会社等の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務を行う予定です。また、当社の完全子会社となる技研興業は、子会社1社により構成され、土木・建築関連の工事の請負、消波根固ブロック製造用鋼製型枠の貸与、建設資機材の販売等を主たる業務としております。

技研興業と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりです。

〔土木関連事業〕

法面保護・急傾斜対策工事等の土木工事の設計・施工を技研興業が請負っております。

〔建築関連事業〕

放射線・電磁波・磁気・音響・防音施設・電波吸収及び電磁波環境対策等のトータルエンジニアリングを技研興業が請負うほか、関連する建築工事用資材を販売しております。

〔型枠貸与関連事業〕

消波根固用コンクリートブロックを製造するための鋼製型枠を技研興業が賃貸しているほか、環境や景観に配慮したコンクリート二次製品及び関連する建設資材等の販売を行っております。日動技研株式会社は、円形型枠等の建設資材のレンタル及び販売を行っております。

〔その他〕

技研興業が海外事業、戸建住宅等不動産の販売、リフォーム事業、一般住宅等の請負建築、事務所用テナントビル等の賃貸収入、太陽光等による発電及び売電事業等を行っております。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる技研興業の関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等 2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団との関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社は新設会社であるため、未定ですが、当社の完全子会社となる技研興業の平成29年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
土木関連事業	53
建築関連事業	60
型枠貸与関連事業	62
その他	2
全社（共通）	12
合計	189

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

(2) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定ですが、当社の完全子会社となる技研興業の平成29年3月31日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

平成29年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
177	45.5	17.2	6,306

セグメントの名称	従業員数（人）
土木関連事業	53
建築関連事業	60
型枠貸与関連事業	50
その他	2
全社（共通）	12
合計	177

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

(3) 労働組合等の状況

① 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社の状況

当企業集団の労働組合は、技研興業においては技研興業労働組合と称し、昭和45年に結成され、平成29年3月31日現在の組合員数は124名であり、結成以来円満に推移しており特記すべき事項はありません。また、技研興業の連結子会社においては、労働組合は結成されておられません。なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成29年6月29日提出)及び四半期報告書(平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出)をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年6月29日提出)及び四半期報告書(平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出)をご参照ください。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(平成29年6月29日提出)及び四半期報告書(平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出)をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により技研興業の完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在における技研興業の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。技研興業の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在において技研興業が判断したものです。

(1)建設市場の変動リスク

当企業集団の土木関連事業及び型枠貸与関連事業の大半については、公共事業に係る建設市場を対象にしているため、官公庁の公共投資に依存しております。今後の公共投資の動向によっては、業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2)施工中の事故・災害のリスク

工事施工の安全管理については、安全衛生委員会を設置し万全を期しておりますが、万一事故が発生した場合、被害状況、原因等により発注官庁及び監督官庁による行政処分等、また、自然災害による工事中断・工事資材等の調達の遅れや、あるいは修復等に伴う増加費用の発生などにより、業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3)資材価格等の変動・調達リスク

鋼材その他の建設資材の高騰や、運搬経費の増加、労務単価の上昇等により、請負金額や販売価格に転嫁することが困難であったり、転嫁時期が遅れた場合には、業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4)売上債権の貸倒損失リスク

当企業集団の主な売上先は全国の建設業者であります。建設業界においては厳しい事業環境が継続していることから、売上先企業によっては経営不振に陥る場合もあるため、売上債権の貸倒損失発生に伴い、業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5)海外情勢の変化によるリスク

当企業集団では、海外におきましても事業を展開しておりますが、その国の治安状態の悪化、経済情勢の変動、現地法規制の不測の変更及び為替相場的大幅な変動等により事業活動が制約されることが考えられ、業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成29年6月29日提出)及び四半期報告書(平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成29年6月29日提出)及び四半期報告書(平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出)をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成29年6月29日提出)及び四半期報告書(平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出)をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる技研興業の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成29年6月29日提出)をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる技研興業の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年6月29日提出)をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる技研興業の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(平成29年6月29日提出)をご参照ください。

第4 【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成30年1月9日時点の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,239,477	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではなく、普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株とする予定です。
計	16,239,477	—	—

(注) 上記は、技研興業の発行済株式総数16,640,000株（平成29年9月30日時点）に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、技研興業の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。技研興業は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上償却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、技研興業が平成29年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式400,523株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、技研興業の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、技研興業の平成29年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成30年1月9日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年1月9日	16,239,477 (注)	16,239,477 (注)	1,120,000	1,120,000	1,473,840	1,473,840

(注) 上記は、技研興業の発行済株式総数16,640,000株（平成29年9月30日時点）に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、技研興業の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。技研興業は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上償却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、技研興業が平成29年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式400,523株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、技研興業の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、技研興業の平成29年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は、新設会社ですので、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる技研興業の平成29年9月30日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成29年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	7	22	32	14	5	1,622	1,702	—
所有株式数（単元）	—	809	454	9,361	156	9	5,613	16,402	238,000
所有株式数の割合（%）	—	4.93	2.77	57.07	0.95	0.06	34.22	100.00	—

(注) 1. 自己株式400,523株は、「個人その他」に400単元及び「単元未満株式の状況」に523株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、4単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社である技研興業の平成29年9月30日現在の株主データに基づき、平成30年1月9日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりです。

平成30年1月9日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
フリージア・マクロス株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	4,299	26.47
夢みつけ隊株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	3,621	22.30
有限会社ケイエムシー	東京都目黒区目黒本町1丁目16-13-404	900	5.54
技研興業従業員持株会	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号	329	2.03
明治安田生命保険相互会社（常任代理人）資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	321	1.98
武井 博子	東京都杉並区	199	1.23
フリージアトレーディング株式会社	東京都千代田区外神田3丁目16番16号	179	1.10
三井住友信託銀行株式会社（常任代理人）日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	150	0.92
岩崎 泰次	静岡市駿河区	142	0.87
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	136	0.84
計	—	10,276	63.28

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は、新設会社ですので、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる技研興業の平成29年9月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

平成29年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 400,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 16,002,000	16,002	—
単元未満株式	普通株式 238,000	—	—
発行済株式総数	16,640,000	—	—
総株主の議決権	—	16,002	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、4,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成30年1月9日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。なお、当社の完全子会社となる技研興業の平成29年9月30日現在の自己株式等については、以下のとおりです。

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
技研興業株式会社	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号	400,000	—	400,000	2.40
計	—	400,000	—	400,000	2.40

(注) 技研興業は、本株式移転による技研ホールディングス株式会社設立の直前時に保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しております。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分については、効率的な経営と安定成長を念頭に、業績動向、財政状態及び経営環境の変化や今後の事業展開などの諸要素をベースとし、利益水準、貸借対照表上の繰越利益剰余金及び配当性向等を勘案して、安定的・継続的な剰余金の配当を行う方針とする予定であります。

内部留保資金については、今後予想される経営環境に対し競争力を高めること及び財務内容の維持向上等を目的として有効に活用してまいります。

剰余金の配当は年1回行なうことを基本方針とする予定です。剰余金の配当の決定機関は株主総会とする予定です。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる技研興業の株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	220	370	340	240	218
最低(円)	101	150	219	125	116

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	186	190	184	209	209	606
最低(円)	168	173	177	180	181	189

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性6名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する技 研興業の株 式数(株) (2) 割り当てら れる当社の 株式数(株)
取締役社長 (代表取締役)		佐々木 ベジ	昭和30年9月26日生	平成21年9月 フリージア・マクロス(株)取締役会長 (現) 平成21年9月 夢みつけ隊(株)代表取締役(現) 平成27年6月 技研興業(株)取締役会長就任(現) 平成28年6月 技研興業(株)執行役員管理本部長就任 (現) 平成29年6月 技研興業(株)テクノシールド事業本部長 就任(現)	注2	(1) 27,000 (2) 27,000
取締役		松長 茂治	昭和40年12月11日生	平成21年6月 前川建設(株)取締役水道事業部長(現) 平成27年6月 技研興業(株)取締役就任(現)	注2	(1) 0 (2) 0
取締役		多胡 英文	昭和24年4月30日生	平成21年9月 (株)レオマックス代表取締役(現) 平成28年6月 技研興業(株)取締役就任(現)	注2	(1) 0 (2) 0
取締役 (監査等委員)		神保 智男	昭和4年9月11日生	平成3年2月 フリージア・マクロス(株)取締役 平成9年6月 技研興業(株)代表取締役副会長 平成11年6月 フリージア・マクロス(株)常勤監査役 平成19年6月 同取締役 平成27年6月 同取締役(監査等委員)(現) 平成28年6月 技研興業(株)取締役(監査等委員)就任 (現)	注3	(1) 0 (2) 0
取締役 (監査等委員)		野中 信敬	昭和31年7月25日生	昭和63年4月 弁護士登録 平成7年6月 大島総合法律事務所パートナー(現) 平成28年6月 技研興業(株)取締役(監査等委員)就任 (現)	注3	(1) 0 (2) 0
取締役 (監査等委員)		名護 弘貴	昭和50年9月12日生	平成22年9月 (株)シゲムラ建設取締役中央営業所所長 (現) 平成23年9月 イーハウス建築センター(株)取締役副社 長(現) 平成27年6月 技研興業(株)取締役就任 平成29年6月 技研興業(株)取締役(監査等委員)就任 (現)	注3	(1) 0 (2) 0
計						(1)27,000 (2)27,000

- (注) 1. 取締役松長茂治、多胡英文、野中信敬、名護弘貴は、社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、当社の設立日である平成30年1月9日から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時
までです。
3. 監査等委員である取締役の任期は、当社の設立日である平成30年1月9日から平成31年3月期に係る定時
株主総会終結の時までです。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、経営監督機能と業務執行機能と分離により、業務執行者（代表取締役等）に対する監督機能を強化する仕組みを構築することを基本方針として、監査等委員会設置会社とする予定です。

②会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置いたします。なお、会計監査人は、清流監査法人を予定しております。

③コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会及び監査等委員会を設置する予定であり、監査等委員である取締役3名（うち2名が社外取締役）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることが可能であり、また、監査等委員である取締役のうち2名を社外取締役とする体制とすることで、客観的・中立的な経営監視機能が確保されると判断し、当該コーポレート・ガバナンスの体制を採用することを予定しております。

④内部統制システムの整備の状況

当社の取締役会は、原則として1回定期的に開催する他、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催する方針とすることを予定しております。また、監査等委員会は公正かつ客観的な監査を行うことを目的として適宜開催する方針としており、監査等委員を除く取締役の職務執行を法的適合性・妥当性の見地から監査をする予定です。なお、本株式移転の効力発生日までに当社の完全子会社となる技研興業と同水準の内部統制システムを構築させていく予定です。

⑤リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制の整備につきましては、現在未定ではありますが、本株式移転の効力発生日までに当社の完全子会社となる技研興業と同水準のリスク管理体制の整備を行う予定です。

⑥役員報酬

当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、1,500万円以内とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は、300万円以内とする旨を定款で定める予定です。

⑦取締役の定数及び選任決議

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は12名以内、監査等委員である取締役の員数は3名以内とする予定です。

取締役の選任については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任いたします。当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

⑧取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。これは、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）として優秀な人材を招聘することを目的とするものであります。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。これは、株主総会における特別決議の要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。さらに、当社は、株主への機動的な利益還元の実施が行えるよう、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。また、当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規程により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令が定める範囲において免除することができる旨を定款に定める予定です。

⑪内部監査及び監査等委員会監査の状況

監査等委員（3名）は「監査等委員会」を組織し、監査等委員会規程に基づき定期的に同委員会を開催予定です。また、取締役会、経営執行会議等への出席等を通して取締役の業務執行を監視するとともに、会計監査人、内部監査組織との連絡会などにより緊密な連携を保ち、適正かつ十分な監査に努める予定です。なお、監査等委員である社外取締役野中信敬は、他社において取締役としての経歴を持ち、更に、弁護士として長年にわたる実務経験で培われた企業経営体制に関する非常に深い知識と経験を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。監査等委員である社外取締役名護弘貴は、他社において取締役としての経歴を持ち、企業経営、事業戦略に関する高い見識を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

⑫社外取締役（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員である社外取締役

a) 社外取締役（監査等委員である者を除く。）又は監査等委員である社外取締役の員数並びに当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

当社は、取締役6名のうち4名を社外取締役とする予定です。それぞれ他社の取締役等に就任しておりますが、それらの会社と当社には、人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

b) 社外取締役が上場申請会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任するための独立性に関する基準及び選任状況に関する当社の考え方

当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、当社との間で重要な利害関係がなく、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有しており、専門知識、ビジネス経験等が当社の監査体制の強化に生かせると判断できる方を選任しております。

⑬その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は清流監査法人に委嘱する予定です。

② 【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の上場申請会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため未定であります。

第5【経理の状況】

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる技研興業の経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出）をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行ないます。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、第166条第1項の規程による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡し請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

当社は本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- ① 有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類
平成29年10月10日 関東財務局に提出
- ② 訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）
平成29年11月13日 関東財務局に提出

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の技研興業が、最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第59期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） 平成29年6月29日関東財務局長に提出

②【内部統制報告書及びその添付書類】

事業年度 第59期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） 平成29年6月29日関東財務局長に提出

③【四半期報告書又は半期報告書】

第60期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日） 平成29年8月10日関東財務局長に提出

第60期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日） 平成29年11月10日関東財務局長に提出

④【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（平成29年12月8日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成29年9月8日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年11月7日関東財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

技研興業株式会社 総務部

（東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号）

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。